

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 1 5 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	安城市自治基本条例の各条文について質問に答えていただくことを求める請願1		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
要 旨	請願の趣旨 自治基本条例は市民参加、市民協働を促進し、市長、議会、議員、住民が共に協力してより良いまちづくりをめざすことを目的とした市の最高規範、市の憲法と認識しています。ここで、私達は本条例について多くの点で疑問を持つことになり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2に従い意見交換会を大屋明仁議長様に求めたところ、各議員個別に対応してほしいとのご指示を受け、今年7月にそれら疑問への説明を求めて書面で議員の皆さまに質問書を提出させていただきました。 しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。 ここに、日本国憲法 第16条（請願権）、地方自治法 第124条（請願の提出）、自治基本条例第6条、第9条1、第10条2、第11条、第24条2と3、議会基本条例第2条3、第3条2と5項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』（議会基本条例 第3条5項）を果たしていただくことを求めます。 ○質問・・・第3条（1）市民の定義及びその解説 1、課税対象者であるか否かを問わず、市外の人や外国人、及び子ども、さらには、カルト集団、反社会的勢力、も住民と同等の権利を持った市民（第6条～8条）になりますが、住民はこれを納得する、とお考えになる理由は何ですか？ 2、例えば安城市暴力団排除条例と整合が付きますか？また、市民の定義が無い他の条例と整合は付きますか？整合性がある条例があれば、どの条例なのか教えてください。 3、憲法は国民、地方自治法は住民がその対象です。自治基本条例が基本に据えている「市民」の定義は、憲法や法の範囲を逸脱し、違法ではないですか？ 4、市は市民を確認・把握していますか？また出来るのですか？実際、市は提出された書類でその真偽、背景等を確認せずに審議会等のメンバーを選任していますが、それは危険ではないですか？ いったい安城市は誰のものですか？ このままでは、住民のものではなくなります。 5、解説にある『市民の範囲を広げて定義』しなくても、『住民』と『住民以外の人や団体』とすれば合法的に同様の条文が作れるのではないですか？また、法令の対象は住民であることから、他の条例のように、そもそも定義する必要が無いのではないですか？ 請願事項 質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。また、メールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。		